

基礎控除額引き下げの2段階構えで増税

相続税額の早見表／新旧対照

配偶者あり、法定相続分で相続した場合

課税価格	子の数	1人	2人	3人
7千万円	改正前	0万円	0万円	0万円
	改正後	160万円	113万円	80万円
1億円	改正前	175万円	100万円	50万円
	改正後	385万円	315万円	263万円
2億円	改正前	1,250万円	950万円	813万円
	改正後	1,670万円	1,350万円	1,218万円
3億円	改正前	2,900万円	2,300万円	2,000万円
	改正後	3,460万円	2,860万円	2,540万円
5億円	改正前	6,900万円	5,850万円	5,275万円
	改正後	7,605万円	6,555万円	5,963万円
8億円	改正前	13,550万円	12,150万円	11,075万円
	改正後	14,750万円	13,120万円	12,135万円
10億円	改正前	18,550万円	16,650万円	15,575万円
	改正後	19,750万円	17,810万円	16,635万円
20億円	改正前	43,550万円	40,950万円	38,350万円
	改正後	46,645万円	43,440万円	41,183万円

配偶者なしの子のみが相続した場合

課税価格	子の数	1人	2人	3人
7千万円	改正前	100万円	0万円	0万円
	改正後	480万円	320万円	220万円
1億円	改正前	600万円	350万円	200万円
	改正後	1,220万円	770万円	630万円
2億円	改正前	3,900万円	2500万円	1,800万円
	改正後	4,860万円	3,340万円	2,460万円
3億円	改正前	7,900万円	5,800万円	4,500万円
	改正後	9,180万円	6,920万円	5,460万円
5億円	改正前	17,300万円	13,800万円	11,700万円
	改正後	19,000万円	15,210万円	12,980万円
8億円	改正前	32,300万円	27,100万円	23,700万円
	改正後	34,820万円	29,500万円	25,740万円
10億円	改正前	42,300万円	37,100万円	31,900万円
	改正後	45,820万円	39,500万円	35,000万円
20億円	改正前	92,300万円	87,100万円	81,900万円
	改正後	100,820万円	93,290万円	85,760万円

(松木飯塚税理士事務所作成)

へ1面からつづく

さらに注意すべきなのは、2次相続時に小規模宅地による評価減が適用されないケースが増えるという点だ。

これまでは子供が別居していても父親の死後、共同相続の形にして小規模宅地評価減が適用を受けることができた。しかし、2010年度の税制改正により、子供が別居している場合は家族でも評価減が適用されなくなつた。

①1次相続後、子供が持ち家を手放し、母親と同居する。この場合2世帯住宅でも対策としての効力を発揮する。

②1次相続時に母と子供で等分する。2次相続時に全額を相続するよりは相続税が低くなると考えられる。

③1次相続時に自宅を売却し、区分所有のマンションを購入し、賃貸にまわす。母親は息子宅に同居するか、高齢者施設か一般賃貸に転居する。区分所有ならば時価に比べ評価額も低い。収益性もあるため、相続税発生時のキャッシュを蓄えることも視野に入れられる。などのパターンがある。

生命保険の非課税枠 大幅縮小で見直し必須

これまでに相続税対策を講じてきた層も、内容の見直しは必須となるだ

ろう。特に生命保険を相続税の納税資金とみなしていた場合は、非課税枠が極めて限定的になるの

2011年度の税制改正により、未成年、障害者を除き、家計を一にしない相続人は生命保険金の非課税枠外になった。

生命保険をかけて子供へ現金を残したつもりが、手元に残る現金が大幅に減ってしまったのは、結果として相続税の対策にならなくなってしまう。

有効な対策としては、生命保険の掛け替えがあげられる。子供を契約者にして、子供から保険料を支払わせるという構図を作るのだ。注意しなければいけないのは、保険料が引き落とされる口座が子供の名義でなければいけないという点だ。契約者が子供であったとしても父親の口座から引き落とされていたのでは、かけた保険金は父親の財産とみなされ、結果的に相続税課税対象となる。

一方、子供の口座から引き落つていけば、子供が保険金を支払っていたことになる。生命保険金は所得税の対象となる。親が子供の口座に保険料分を振り込んでいれると、贈与税の対象となる。制限のある対策でしょう。相続人の中で一番年

間20万円ほど。贈与税の非課税枠110万円の範囲内なので、税金は発生

す。子供が現金を受け取るという形には抵抗感があるからではないでしょうか。有効な手段として期待できます

に子供が現金を受け取るという形には抵抗感があるからではないでしょうか。有効な手段として期待できます

そのほか、孫を養子にするという方法も基礎控除額を増やすので有効です。実の子供が子にすること

はできません。子供がい

ん。子供がい

ない場合は2人まで養子にすることができま

す。最も単純ですが、

親子が高齢化している

場合は有効だと思いま

す。

子にすること

はできません。

子供がい

ない場合は2人まで養子にすることができま

す。最も単純ですが、

親子が高齢化している

場合は有効だと思いま

お気軽にお問合わせ下さい。

TEL: 03-3768-6111

〒140-0013 東京都品川区南大井3-12-13 FAX: 03-3768-6120



きむらけんた税理士事務所
(大阪府東大阪市)
木村健太代表(37)

相続税が発生するかどうかかわからないという相談を受けます。

固定資産税の納付書からめやすを算出

私は固定資産税の納付書に記載されている土地評価額から、相続税評価額になり得るかを試算することを勧め

ています。固定資産税が算出できます。相続まじょう。

で時価が算出できま

人数による非課税枠よ

す。賃貸住宅の場合、

りもオーバーするよう

ならば、相続税対策を

専門家に相談するが

あります。

国税庁は相続税の対

象者が7%程度になる

との試算

を発表し

ています

が、二次相続も含める

と実際の対象者はその

程度には収まらないで

しょう。

式、生命保険を合わせ

「自分は大丈夫」と思

わす、一度見直して

結果、建物を法人が管

理することにし、専業主

へ3面からつづく

土地活用セミナー開催情報

「コンセプト賃貸住宅」 3/9(水)・25(金)

新築賃貸内覧会開催情報

①溝の口PJ: 2/25・26 ②生田PJ: 2/27・28
③宮崎台PJ: 3月中旬 ④相模が丘PJ: 3月中旬

勝てる賃貸のコンサルティングは

0120-29-0055

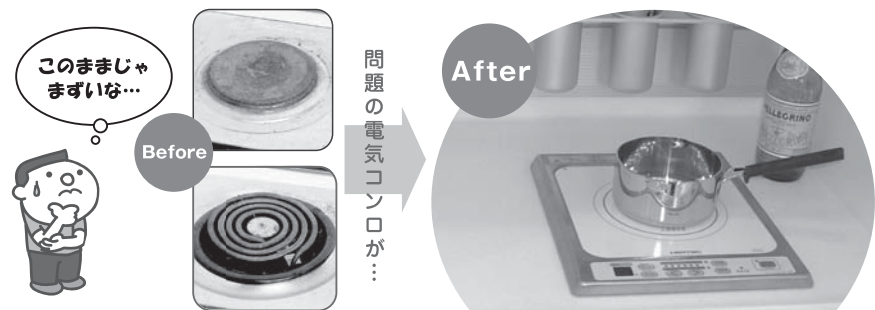
賃貸創造研究所

検索



賃貸創造研究所

全ての電気コンロから そのまま交換が可能!



IHクッキングヒーター

[EC-711I] 100V [EC-721I] 200V

●消費電力:1300W ●消費電力:2000W

<共通仕様>

●調理機能:調理タイマー(1~99分) 火力調節6段階 保温機能

揚げ物温度調節機能

- 特殊開口対応IH
- キッチン周りの汚れを防ぐ調理タイマー
- 本体と一体化したスクリーンロック式 固定金具で取付けもカンタン!

お気軽にお問合わせ下さい。

株式会社HEATEC

商品資料の詳細は
ホームページからwww.heatec.co.jp
HEATEC 検索

TEL: 03-3768-6111

〒140-0013 東京都品川区南大井3-12-13 FAX: 03-3768-6120